

草加市内における集団規定一覧

用途地域	53条	52条1項	52条2項	55条1項	56条1項1号	56条1項2号	56条1項3号	56条の2(別表第4)		
	建蔽率 (%)	容積率 (%)	道路幅員による 容積率の制限 (係数)	最高の高さ (m)	道路幅員による 高さ制限 (勾配)	隣地境界線 の高さ制限	北側斜線	日影による高さ制限		
								制限される建築物	10m以内の範囲	10mを超える範囲
第一種低層住居専用地域	60	150	0.4	10	1.25	-	立上り5m 勾配1.25	軒高7m超 or 地上3階以上 (測定面1.5m)	5時間以上 (三)	3時間以上 (三)
第二種低層住居専用地域										
第一種中高層住居専用地域	60	200	0.4	-	1.25	立上り20m 勾配1.25	適用なし(※1)	高さ10m超 (測定面4.0m)	4時間以上 (二)	2.5時間以上 (二)
第二種中高層住居専用地域										
第一種住居地域										
第二種住居地域							-	高さ10m超 (測定面4.0m)	4時間以上 (一)	2.5時間以上 (一)
準住居地域										
近隣商業地域	80	200	0.6	-	1.5	立上り31m 勾配2.5	-	高さ10m超 (測定面4.0m)	5時間以上 (二)	3時間以上 (二)
		300	0.6	-	1.5	立上り31m 勾配2.5	-	-	-	-
		400 一部500	0.6	-	1.5	立上り31m 勾配2.5	-	-	-	-
商業地域										
準工業地域	60	200	0.6	-	1.5	立上り31m 勾配2.5	-	高さ10m超 (測定面4.0m)	5時間以上 (二)	3時間以上 (二)
工業地域										
工業専用地域										
市街化調整区域 (建蔽率:50% 容積率:100%)	50	100	0.4	-	1.25	立上り20m 勾配1.25	-	高さ10m超 (測定面4.0m)	4時間以上 (二)	2.5時間以上 (二)
市街化調整区域 (建蔽率:60% 容積率:200%)	60	200	0.4	-	1.25	立上り20m 勾配1.25	-	高さ10m超 (測定面4.0m)	5時間以上 (三)	3時間以上 (三)

※1. 日影による高さ制限が指定されているため、北側斜線の適用はありません。

※2. 草加市全域では、建築基準法第58条の高度地区の指定はありません。

※3. 最低敷地面積については、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例で定めています。